議　　題

環境関係部課長会議

１　カラス対策について（清須市提出）

【要旨】

旧来、カラスは森林のある場所で木の実や小動物を食して生息しているものでしたが、近年になって天敵となるオオタカやフクロウなどが生息していない人の生活エリアにその生態域を変えてきております。

農作物への被害がある農山村であれば、猟銃や捕獲箱等により駆除が可能ですが、住宅密集地ではそのような対応もできず、ごみのカラスよけネット等で給餌場の根絶を目指すことのみが唯一の対策となっています。

先頃、横浜市中区の路上で、毒物混入された生ごみを食して死亡したと思われるカラスの死骸が多数発見されニュースになりましたが、今後行政で有効な手立てがとられない場合、この様な違法排除を模倣する者が出てくる危険性があります。

ついては、住宅密集地におけるカラス対策について、どのようなことを行っているかご教示ください。

２　一般廃棄物処理業等からの暴力団等の排除措置について（岡崎市提出）

【要旨】

昨今、各市町村で暴力団排除に係る条例が施行されているが、廃棄物処理法には一般廃棄物処理業者の暴力団該当に係る欠格要件が設けられておらず、暴力団への該当によって行政処分を行ったという事例を聞いたことが無い。

昨年度の本会議で複数の自治体から「警察署に一般廃棄物処理業者の暴力団該当性を照会している。」という回答を得たため、当市も今年度に内規、条例を改正又は制定して一般廃棄物処理業許可の取消し・不許可に関する規定(いわゆる上乗せ規定)を設け、岡崎警察署への照会・回答により行政処分することとして愛知県警察本部と調整中であり、今後、環境省にも意見を聞く予定である。

一般廃棄物の処理に関する事務は自治事務であることから、県内市町村が一斉に一般廃棄物の処理からの暴力団排除を訴え、同様の対応・体制整備をすることが有効、かつ、可能と考えるが、各自治体における一般廃棄物処理業許可からの暴力団排除に関する考え方及びそれに関する条例・内規の整備状況若しくは今後の整備予定を伺いたい。

３　その他